

議案第 1 2 号

新座市立集会所条例の一部を改正する条例

新座市立集会所条例（平成 4 年新座市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>(休所日) 第 3 条 集会所の休所日は、次のとおりとする。 (1) 月曜日 (2) [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、集会所の休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。</p>	<p>(休所日) 第 3 条 集会所の休所日は、次のとおりとする。 (1) 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下この号及び次項において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の休日に当たらない最初の日 (2) [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる集会所については、同項に規定する休所日に加えて、同表の右欄に掲げる日（これらの日が休日に当たるときは、その翌日以後の休日に当たらない最初の日）を休所日とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">休所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栗原ふれあいの家</td> <td>金曜日</td> </tr> <tr> <td>新堀ふれあいの家</td> <td>火曜日</td> </tr> <tr> <td>新座ふれあいの家</td> <td>火曜日</td> </tr> <tr> <td>北野ふれあいの家</td> <td>水曜日</td> </tr> <tr> <td>東ふれあいの家</td> <td>火曜日</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、集会所の休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。</p>	名称	休所日	栗原ふれあいの家	金曜日	新堀ふれあいの家	火曜日	新座ふれあいの家	火曜日	北野ふれあいの家	水曜日	東ふれあいの家	火曜日
名称	休所日												
栗原ふれあいの家	金曜日												
新堀ふれあいの家	火曜日												
新座ふれあいの家	火曜日												
北野ふれあいの家	水曜日												
東ふれあいの家	火曜日												

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

新座市立集会所の休所日を改めたいので、この案を提出するものである。